

設 計 書

予算項目	原水及び浄水費 — 委託料
委託番号	委託 第27号

課 長	課長補佐	副参事	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和6年4月1日	履行期間	から
委託名	水質分析業務委託(農薬類)				令和7年1月17日
委託場所	仁井田字新中島221番地の2(仁井田浄水場)ほか計2か所			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				委 託 概 要	
		設 計 額 (円)		ジノテフラン 1項目 24検体	
	業 務 価 格			水質分析 【6回/年】	
	消 費 税 等 相 当 額				
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名		

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
業務価格	業務原価	ジノテフラン	検体	24			見積 ①
	諸経費		式	1			見積 ②
計							①+② ③
消費税等相当額							③×0.1 ④
業務委託費合計							③+④

秋田市上下水道局

令和6年度

水質分析業務委託（農薬類）

特記仕様書

秋田市上下水道局

第1 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、「令和6年度水質分析業務委託（農薬類）」に適用する。

2 目的

この業務委託は、秋田市上下水道局（以下、委託者という。）が作成する令和6年度水質検査計画に基づき、水質分析業務委託（農薬類）を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約日の翌日から令和7年1月17日

4 検査地点および検査項目

(1) 検査地点

ア 原水：2地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場）

イ 浄水：2地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場）

(2) 検査項目

ジノテフラン

5 業務の履行義務

受託者は、設計書、委託契約書、本特記仕様書および関係法令の規定に基づき、委託者と相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

6 関係法令等の遵守

受託者は、この業務の実施に当たり、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し業務の円滑な進捗を図らなければならない。

第2 一般事項

1 業務管理

- (1) 受託者は、契約締結後、作業開始予定日までに業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、統括責任者を配置するものとする。
- (3) 統括責任者は、十分な経験を有する品質管理者、測定担当者をそれぞれ指名し、本委託業務における品質を十分に確保するものとする。
- (4) 受託者は、水質分析業務を完了した後、所定の期日までに検査結果報告書を提出するものとする。
- (5) 受託者は、業務完了後、委託者が定める様式により業務完了報告書を提出するものとする。

2 提出書類

受託者は、指定する期日までに次の書類を委託者に提出するものとし、提出後に記入漏れ又は不備が発見された場合、責任をもって速やかに訂正の上、再提出するものとする。

ただし、作業内容により他の書類提出を求める場合もある。

提出書類一覧

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後、作業開始予定日までに提出	1
結果報告書	水質分析業務（第3参照）完了後、速やかに提出	2
業務完了報告書	業務完了後、速やかに提出	1

3 安全衛生

受託者は、この業務の実施に当たり、作業を行う者の安全を確保しなければならない。

4 服装および携行装具

作業を行う者は、安全上および衛生上支障のない服装を着用するとともに、業務実施上必要な装具を携行するものとする。

5 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について事前に書面により協議し、承認を得ること。

6 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

受託者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第2条第2号を遵守するものとする。

7 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

8 疑義の解釈

本特記仕様書に定めていない事項は、委託者と受託者の協議により処理するものとする。

第3 業務内容

1 水質検査

(1) 検査地点

ア 原水：2地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場）

イ 浄水：2地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場）

(2) 検査項目

ジノテフラン

(3) 検査時期

採水月は令和6年5月1回、8月4回（およそ7日に1回）および11月1回を予定している。採水日については、委託者が別途指定する。

(4) 検査方法

平成15年10月10日付け健水発第1010001号「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（以下、「第1010001号通知」という。）の別添4「水質管理目標設定項目の検査方法」の目標15農薬類に基づく方法とする。

なお、第1010001号通知に改正があった場合、最新の通知に基づくこととする。

(5) 定量下限値

第1010001号通知の別紙2「農薬類（水質管理目標設定項目15）の測定精度」に基づく値とする。

(6) 精度の確認

ブランク値、検量線の相関係数および回収率等の精度基準を設け、その基準内であることを確認すること。

(7) 採水

採水は委託者が実施する。採水時の残留塩素、水温、気温および天候は委託者が測定するものとする。

採水に使用する容器、添加試薬、運搬用具、採水手順書等の必要な物品は、受託者が採水日前に豊岩浄水場（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）まで届けること。

(8) 試料の受渡し

試料の受渡しは、採水日に豊岩浄水場で行うものとする。検査機関までの輸送費用は受託者の負担とすること。

(9) 測定値の取扱い

目標値の100分の1以上検出された場合は、速やかに速報値として委託者に連絡すること。

また、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、受託者は、再検査等適切に対応すること。

2 業務計画書

受託者は、契約締結後、作業開始予定日までに業務計画書を次のとおり提出し、委託者の承認を得てから業務を実施するものとする。

- (1) 検査の年間計画書
- (2) 総括責任者、品質管理者および測定担当者
- (3) 緊急時連絡体制
- (4) 検査方法および定量下限値

定量下限値又は目標値の100分の1以下の繰り返し精度確認結果（一年以内のもの）

（3回以上の繰り返し精度、変動係数30%以下）

- (5) 実際の分析手順を記した書類（標準作業手順書の写しなど）
- (6) その他必要な事項

3 検査結果報告書

- (1) 提出期日

採水日から30日以内に提出すること（委託者が特別に認めた場合を除く。）。

- (2) 報告内容

ア 採水年月日

イ 検査地点、種別

ウ 検査結果

定量下限値未満の場合は、「〇〇未満」又は「<〇〇」と記載すること。

エ 検査期間又は検査終了日

オ 検査機関名

カ 検査責任者名

キ その他必要な事項

- (3) 部数

2部

- (4) 添付資料(検査結果の根拠資料)

ア 検量線クロマトチャート

イ 検体クロマトチャート

ウ ブランククロマトチャート

エ 操作記録等の写し

水質分析業務委託(農薬類) 概要

1 検査地点と検査時期

検査計画 地点番号	検査地点名	種別	検査時期*						年間検体 合計
			5月	8月①	8月②	8月③	8月④	11月	
1	仁井田浄水場	原水	○	○	○	○	○	○	6
2	仁井田浄水場	浄水	○	○	○	○	○	○	6
15	豊岩浄水場	原水	○	○	○	○	○	○	6
16	豊岩浄水場	浄水	○	○	○	○	○	○	6
時期別検査地点数合計(箇所)			4	4	4	4	4	4	24

※8月はおよそ7日に1回採水

2 提出書類

提出書類	提出期日	部数
業務計画書*	契約締結後、作業開始予定日までに提出	1
結果報告書	水質分析業務完了後、速やかに提出	2
業務完了報告書	業務完了後、速やかに提出	1

※業務計画書は、定量下限値又は目標値の100分の1以下の繰り返し精度確認結果(1年以内のもの)を添付